

令和8年第4回上越市議会6月会議

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第6号	専決処分した事件の承認について(上越市 国民健康保険税条例の一部改正について)	国保年金課	1~4
議案第54号	令和8年度上越市一般会計補正予算(第1 号)	福祉課	5

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第6号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることを受け、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準等について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を「3万円」と定める。（第3条、第25条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「56万円」から「57万円」にそれぞれ引き上げる。（第25条関係）
- (3) 低所得者及び出産被保険者に対する減額の規定に「18歳以上被保険者均等割額」を加えるほか、18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額する規定を整備する。（第25条関係）
- (4) (1)から(3)までの改正は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>（課税額） 第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p>	<p>（課税額） 第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、<u>67万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、<u>3万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 34円</u>（追加）</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属</p>	<p>3及び4 略</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <hr/> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、<u>66万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに子ども・子育て支援納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額</p> <hr/> <p>_____の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属</p>

改正後	改正前
<p>者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ 略</p> <p>カ 子ども・子育て支援納付金課税額の <u>18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）</u> <u>1人について 24円</u>（追加）</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5.7万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ 略</p> <p>カ 子ども・子育て支援納付金課税額の <u>18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）</u> <u>1人について 10円</u>（追加）</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び<u>18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）</u>は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び<u>18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の<u>12分の1の額</u>に、当該出産被保</p>	<p>者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～オ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>5.6万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（<u>第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額</u>）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額</u></p> <hr/> <p>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の<u>12分の1の額</u>に、当該出産被保</p>

改正後	改正前
<p> <u>険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、</u> <u>出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (2)～(8) 略 <u>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (追加) <u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u> (追加) </p>	<p> <u>険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、</u> <u>出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (2)～(8) 略 </p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第54号
提出課	福祉課

歳出科目 (P16～P17)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉業務管理システム開発・運営費	40	7,493	7,533

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,746	委託料	7,493
一般財源	3,747		

【補正理由】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬の臨時改定に対応するため、システムの改修経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援事業費等補助金	0	3,746	3,746
一般財源		0	3,747	3,747
合計		0	7,493	7,493

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	システム改修業務委託料	0	7,493	7,493
合計		0	7,493	7,493